

令和8年5月1日

保護者様

猪名川町立猪名川中学校  
校長 石田 健一郎

## 気象警報等発表時の措置について（要保存）

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。平素は、本校教育の推進にご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。さて標記の件について、本校では以下のように定めておりますので、ご理解、ご協力お願いいたします。

### 記

#### 1 自宅待機となる警報

- 警報の種類 : 「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」及びこれらの合併警報・特別警報
- 発表された地域 : 「猪名川町」

#### 2 警報および合併警報の発表時の措置について

1. **7時**の段階で警報が発表されている場合・・・**自宅待機**  
(この段階で給食はなくなります)
2. **8時30分**までに解除された場合・・・**9時30分に登校**させてください。  
教室で出欠確認後、午前中3時間の授業を行い、午後下校します。
3. **8時30分～10時**の間に警報が解除された場合  
午前中は自宅待機とし、**自宅で昼食**をとったのちに、**12:30**に登校させてください。教室で出欠確認後、午後3時間の授業を行います。
4. **10時**の段階で警報が発表中である場合・・・**臨時休業**
5. **登校後に** 警報が発表された場合  
天候の状況により、**下校または学校待機等**の判断をします。判断の結果を、本校のHPに掲載するとともに、スクリーンでお知らせします。  
給食を食べずに下校する場合があります。

#### 3 「特別警報」発表時の措置について

1. **7時**の段階で「特別警報」が発表されている場合・・・**臨時休業**
2. **登校後に**「特別警報」が発表された場合・・・**学校待機**  
「特別警報」の解除後は、天候の状況により、**下校または学校待機継続等**の判断をします。判断の結果を、本校のHPに掲載するとともに、スクリーンでお知らせします。

#### 4 震度5弱以上の強い地震が発生した場合

1. **登校以前**に 猪名川町に「震度5弱以上」の強い地震が発生した場合・・・**臨時休業**  
震度5弱未満の地震が発生した場合は、各地域の状況により、校長が中学校区内の各学校園と連携しながら、授業開始時間を遅らせるか、臨時休業等の判断を行うことがあります。
2. **登校後**に 猪名川町に「震度5弱以上」の強い地震が発生した場合  
生徒を**安全な場所に避難させ**、保護・監督に当たるとともに、通学路の安全、校区内の被害状況等を点検した後、校長が**下校または学校に待機**させるなどの措置を判断します。判断の結果を、本校のHPに掲載するとともに、スクリレでお知らせします。
3. **登下校中**に 大きな揺れを感じた場合  
危険物が落ちてこない、倒れてこない**安全な場所に避難し、身を伏せる**。  
揺れが収まったら、**学校または自宅へ向かう（戻る）**。

#### 5 その他

- (1) 報道機関によっては「阪神地域」「兵庫県南部」「兵庫県」で情報発信する場合がありますので、市町別の詳細情報が入手できるメディアで確認して下さい。  
(例：気象庁ホームページ、神戸海洋気象台、NHK、ABCテレビ、サンテレビ、民放のデータ放送 等)
- (2) 緊急気象情報が自動で配信される「ひょうご防災ネット」や「いなぼうネット」もご活用ください。

##### 「ひょうご防災ネット」への登録方法

**hy@bosai.net** に空メールを送信し、指示に従って登録する。  
または、右の二次元コードから



##### 「いなぼうネット」への登録方法

**inagawa@bosai.net** に空メールを送信し、指示に従って登録する。  
または、右の二次元コードから



#### 【お願い】

- このお知らせを家庭内に掲示するなどして、保存をお願いします。
- 学校や保護者会役員への電話等による問い合わせは、混乱を招きますのでご遠慮ください。
- 緊急に内容を変更する必要がある場合は、スクリレ、ホームページ、を通じてお知らせします。